

《 身体拘束等の適正化のための指針 》

1 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻む

ものである。事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化すること

なく、職員一人一人が身体的・精神的被害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体

拘束をしない療育の実施に努めることとする。

(1) 重要事項に定める内容

サービスの提供にあたっては、サービス対象者または他のサービス対象者の生命また

は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を

制限する行為を行わない。

(2) 根拠となる法律

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の

提供をすることが原則である。例外的に以下の3つの要素を全て満たす状態にある場

合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

① 切迫性：生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと

（切迫性の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。）

② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと

（非代替性の判断を行う場合には、身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。また拘束の方法についても、利用者本人の状態等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。）

③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

（一時性の判断を行う場合には、本人の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。）

※身体拘束を行う場合には、上記3つの要件を全て満たすことが必要である。

2 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

身体拘束の防止に努める観点から、次のとおり身体拘束適正化検討委員会を設置す

る。

なお委員会の実施にあたってはテレビ会議システムを用いる場合がある。また、本委員会は虐待防止検討委員会と一体的に開催する。

(1) 身体拘束適正化検討委員会

- ① 委員会の委員長は、代表取締役、副委員長を事業所管理者とする。
- ② 委員会の委員は、事業所の代表職員とする。
- ③ 委員会は、年1回以上、定期的に開催する。なお、身体拘束が発生した場合には、臨時的に委員会を招集することができる。
- ④ 必要に応じて外部委員等（協力医療機関の医師、弁護士、行政担当者、その他の専門家）を委員会に招聘し、助言等を得ることとする。

(2) 委員会の審議事項

- ① 身体拘束適正化検討委員会の組織に関すること
- ② 身体拘束防止のための指針の整備に関すること
- ③ 身体拘束防止のための職員の研修の内容に関すること
- ④ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制の整備について
- ⑤ 身体拘束が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の予防のため必要な事項に関すること

(3) 身体拘束対応責任者

身体拘束防止に関する統括は身体拘束対応責任者が行い、責任者は管理者とする。身体拘束防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針に従い、身体拘束の適

正

化を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図るとともに日常的な身体拘束

の

適正化等の取組を推進する。また、責任者は身体拘束を発見しやすい立場にあるこ

と

を自覚し、身体拘束の早期発見に努めなければならない。

(4) 身体拘束に対する職員の責務

身体拘束廃止に向け、チームでの療育を行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応しなければならない。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権の尊重したサービスの励行を図り、職員教育を行う。

(1) 定期的な教育・研修の実施

(2) 新規採用者に対する身体拘束廃止のための研修の実施

(3) 研修の実施内容については、研修資料や出席者等を記録し、紙面または電磁的記録により保存する。

4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

当該利用者及び家族等に対して、十分な説明および経過・解除の報告を遅滞なく行う。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

＊やむを得ず身体拘束を行う場合の対応＊

やむを得ず身体拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）本人または他の利用者の

生

命または身体を保護するための措置として、緊急をやむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に沿って実施する。

(1) 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、①切迫性
②非代替性 ③一時性の三要件を全て満たしているかどうかについて検討、確認を行う。要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、「拘束の方法」

法」

「場所」「時間」「期間」等について検討し、確認する。また早期の段階で拘束解除

に

向けた取組の検討会を随時行う。

(2) 利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取組方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認、説明し、同意を得た上で実施する。

(3) 記録と再検討

身体拘束の内容、時間帯、心身の状況、やむを得なかった理由等を記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討する。なお、記録は5年間保管する。

(4) 身体拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告する。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、いつでも自由に利用者及び家族や関係者等が閲覧できる場所に設置するとともに、当事業所のホームページにも公表し、閲覧できるように配慮する。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共通認識を持つ必要がある。

(1) 他の利用者への影響を考慮して、容易に身体拘束を実施していないか。

(2) サービス提供の中で、本当に緊急をやむを得ない場合のみ身体拘束等を必要と判断しているのか。（別の対策や手段はないのか）

附則

この指針は、令和 4年 1月 1日より施行する。

この改訂は、令和 7年 2月 1日より施行する。